

《記入例2》

退職等により、未徴収税額（令和7年5月までの分）を一括徴収する場合

◎例2…年税額84,400円の人が令和7年2月28日に退職する場合

年税額	⑥月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	①月分	②月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア) 84,400円

徴収済額(イ) 56,400円

最後に給与を支払う月の額
5月までの残りの額
←未徴収税額(ウ) 28,000円→

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

①異動があった場合は、速やかに提出してください。

市町村長殿	所在地	〒273-0124 鎌ヶ谷市中央1-2-3	特別徴収義務者 指定番号	99999
令和7年2月20日提出	フリガナ	(カブ)ハツトミショウジ	整理番号	33333-3
給与支払者 氏名又は名称	氏名又は名称	(株)初富商事	所属	人事課給与係
個人番号 又は法人番号	個人番号 又は法人番号	111111111111111111	担当 連絡 者先	氏名 田中 秋美 電話 445-1141 内線 (999)
フリガナ	コバヤシ ナツミ	特別徴収税額 (年税額)	異動 年月日	異動の事由
氏名	小林 夏美	(ア) 84,400 円	7年 2月 28日	1. 退職 2. 転職・長 期欠 勤 3. 体 制 変 更 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 額 の 支 払 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 額 の 支 払 6. 合 併 の 異 動 7. そ の 他
生年月日	56年8月10日	(イ) 徴収済額	異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 特別徴収継続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)
個人番号	2222222222222222	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		
受給者番号	123456	6月から 1月まで 56,400円		
1月1日 現在の住所	鎌ヶ谷市富岡4-5-6	2月から 5月まで 28,000円		
異動後の 住所	船橋市本町7-8-9			

異動届は、異動があつた日の翌月10日必着で提出して下さい。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

必ずご記入下さい。
指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。事業所独自の受給者番号とは異なりますので注意して下さい。

●一括徴収のお願い
令和7年1月1日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。また、令和6年中の退職でも本人が希望する場合や外国人が帰国する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。
納入の際は、納入書を手書きで訂正して下さい。

1. 特別徴収義務者の場合	特別徴収義務者 指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称
2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和7年12月31日までに、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 2月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	2月 25日	28,000円	

同額となります。